決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 渋谷高等学校 | タクシー借上げ料について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、タクシー使用後に行われていた。  契約名称：タクシー借上げ料  １　タクシー使用日：令和３年４月22日  （金額：7,650円）  ２　経費支出伺書の起案日：令和３年４月23日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和３年４月23日  ４　支出負担行為額：20,000円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項について、原因は担当者間の引継ぎ及び所属内での情報共有が十分になされていなかったことにある。  再発防止に向け、担当者による確認だけでなく、年度当初に経費支出伺を起案決裁するべきものについて所属内での情報共有を確実に行うことにより、チェック体制を強化した。  今後は、大阪府財務規則等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）